

宇宙的価値・格差の不在・反アドホック多元主義

—— 井上彰の平等主義的正義論の検討 ——

森 悠 一 郎

はじめに

本書は井上彰による、運の平等論の着想およびその骨子と軌を一にする平等主義的正義論を新たに構築する試みである。本書は現代英米圏で主流となっている分析哲学の手法を用いて、平等の価値論的基礎やその意味についての解明を試みるという方法論的特徴を有している。

本書は著者がこれまでさまざまな媒体に発表してきた平等についての論稿をまとめたものではあるが、単に似たテーマの論文を寄せ集めただけの政治哲学論集ではなく、前の章での議論が後の章での議論を展開する上での前提を提供するという具合に、全体として有機的に統合されている。本書を構成するどの章も、本書全体の試みにおいて欠くべからざる役割を果たしているのである。

もっとも本書に対してもその内容に疑問が全くないわけではない。以下、本稿では評者が本書を通読した限りで特に気になったことにつき、大きく三点にわたって著者に応答を求める形で敷衍することにした。

1. 「なぜ平等か」をめぐって

メタ正義論の次元で著者は、平等主義者は「なぜ平等か」という問いに答える必要があること、その問いに答えるに当たっては価値論に基づく分析がなされるべきであることを主張し、それとは対立する平等が重要な価値であることを単に想定するだけの立場（ロールズ、第一期のドゥオーキン）、なぜ平等な配慮と尊重

が求められるのかについて倫理的個人主義に訴えて哲学的正当化を試みる立場（第二期のドゥオーキン）などの不十分性を示そうと試みている。著者による第二期のドゥオーキンの立場に対する批判の成否を検討することは現時点での評者の能力を超えるため、ここでは平等の重要性を単に想定する立場に対する著者の批判に絞って検討する。

平等の重要性を単に想定する立場を著者が批判する主たる理由は、それでは平等が基底的な重要性を有することの「積極的理由を見出すことができない」（井上[2017: 51]）というものである。しかしその重要性を消極的に示すのではなぜいけないのだろうか。著者も指摘するように、ドゥオーキンは「今日、あらゆる説得力のある政治理論は同一の究極的価値を付帯しており、それは平等である」として、特定の分配パターンを志向しない功利主義やリバタリアニズムをも根底においてそのような平等の価値にコミットしたものとする解釈を提示している（Dworkin [2000: 64, 131-132]）。同様にアマルティア・センも、あらゆる正義理論は何らかの変数における平等を志向しているとし、そのような正義理論の中に功利主義やリバタリアニズムをも含めている（Sen [1995: 13]）。したがって、適理的なものとして想起し得る諸正義構想につき、それらをいずれも根底で何らかの平等にコミットしているものと解釈することで最善の光の下に照らし出せることをひとまず示すことができれば（そして私見によればそのような

論証は一応の説明力を有すると思われる)、平等が基底的な重要性を有することを少なくとも消極的には示すことができると思われ、後はそれらの諸正義構想につきそのような解釈に異論を唱える側から、具体的論拠とともに別様の解釈が提示されるのを待って応答するというので十分なのではない。

上述の反対理由に加えて著者は、ジャン・ナーヴソンのドゥオーキン批判に依拠することで、平等の重要性を単に想定する立場に対するより具体的な反対理由を提出している。すなわち、平等が「各人の目的（利益）追求を凌駕するほどの根本的な重要性を有する理由」を明らかにしていない以上、なぜわれわれが「当人の観点から了解し得る理由ではなく、疑いもなく単純に平等それ自体のために資源を分配する努力をすべきなのか」が、まったくもって不分明」（井上[2017: 52]）であると。確かに著者が擁護する平等の価値論的分析が上のようなナーヴソンの批判に明確に応答し得るものであれば、平等の重要性を単に想定する立場に対する自らの相対優位を示せるかもしれない。しかし問題は本当にそうなり得ているかということである。というのも、平等を価値論的に基礎付ける立場というのは、「なぜ平等がそれ自体として重要で目指されるべきなのか」という問いに対して「平等（すなわち格差の不在）がそれ自体として（すなわち内在的に）価値をもつからである」と応じるものであり、それによって当初の問いに対し何か意味のある情報を付け加えて応答しているかどうか⁽¹⁾心許ないように思われるからである。ナーヴソンの側からは当然次に、「では平等がそれ自体として価値をもつとなぜ考えるべきなのか。そう考えるべき経験的ないし事実的基礎が何かあるのか」と問われるだろう。

もっとも著者による平等の価値論的基礎付けは、その宇宙的価値としての側面に平等の基底

的な重要性についての説明資源があると考えられることができるかもしれない。すなわち、宇宙的価値としての平等は単に我々が通常想定するような世俗的な世界のみならず、あらゆる可能世界においてその価値の妥当性をクレームするという意味で、「なぜ平等か」という当初の問いに対し意味のある情報を付け加えて応答しているのだと（cf. 井上[2017: 148]）。しかし平等が自らの価値があらゆる可能世界において妥当することをクレームしているということがなぜ、平等の重要性を疑わしく思っている者、ないしは平等よりも他の価値を重視しているような者の視点からも受容可能な行為理由（平等を何より目指すべきことを正当化する理由）を提供し得ると考えるべきなのかは依然として明らかでないように思われる。

ここで、(1) 当該価値理念がいかなる範囲での可能世界において妥当性をクレームしているかと、(2) 当該価値理念がいかなる範囲での（立場や視点を異にした）人々に対して受容可能な理由を提供し得るかという、二つの問題の次元の区別に注目したい。当の価値理念が特定の文脈に根ざした可能世界のみで妥当性をクレームするものであっても、当の理念がその可能世界において基底的な重要性を有すると考えるべき（そしてそれに従って行為すべき）理由を、一見その理念に帰依していないと思われる者の視点からも受容可能な形で提供するということはあり得るし、その逆も然りである。そして評者の考えによれば、この(2)の次元での問題こそが平等という価値理念の基底的な重要性の説明にとってもレヴェアトであり、前述した第一期のドゥオーキンやセンの議論もまた、あらゆる適理的な正義構想が根底において何らかの平等にコミットしているものと解することで、平等という価値理念がそれらのいずれの立場・視点からも受容可能な行為理由を提供し得ることを示す試みとして理解できるのではないか。

確かにセンの「何らかの焦点変数における平等」もドゥオーキンの「平等な配慮と尊重の原理」もその内容が抽象的であることは事実である。あらゆる適理的な正義構想が根底においてコミットしているとされる（そしてそれらの正義構想の優劣の比較指針をも提供し得る）より豊饒な内容をもった価値理念の候補があるかもしれない⁽²⁾。いずれにせよ、平等の重要性を単に想定しているとされる立場が、平等理念があらゆる適理的な正義構想の立場・視点からも受容可能な行為理由を提供し得ることを示す試みとして理解され得るならば、それは単に（それが妥当性をクレームする可能世界をいかなる範囲とするにせよ）「平等がそれ自体として価値をもつからである」とだけ答える立場よりも他者に対する正当化の在り方として誠実であるという印象すら受ける。にもかかわらず著者が平等の価値論に基づく分析の方を優れていると考へるとするならばその理由は何であろうか。

II. 「格差の不在」を目指すことについて

前述の通りセンやドゥオーキンの議論においては、特定の分配パターンを志向しない功利主義やリバタリアニズムをも（その根底で）平等を志向する立場として捉えられている。それに対して著者は、フェリックス・オッペンハイムやハリー・フランクファート、デレク・パーフィットなどに倣って、平等主義をそれよりも狭く、福利水準における格差なき状態を（直接）目指す立場として同定している（cf. 井上[2017: 19, 32-35]）。しかしそもそも筆者はなにゆえ格差なき状態が目指されるべきと考へるのだろうか。

この点は充分主義の立場に対する著者の評価と関連して問題となる。というのも、著者が本書の随所で挙げている現実社会における不平等の犠牲者は、非正規労働者や年収三〇〇万円以下の世帯、生活保護受給者であり（井上[2017:

1, 204-205]）、それらの人々は他者と比べて福利水準が低い以前に絶対的な意味で福利水準が一定の閾値以下にある、すなわち、（少なくとも「尊厳保全最小原理（decent minimum）」にコミットする）充分主義の立場に立っても救済可能であるからである。現に著者は本書で「われわれは、充分性原理で特徴的に説明される事象に強い道徳的関心をもっている」というフランクファートの議論を取り上げているが（井上[2017: 33]）、このような充分主義の立場では包摂されず、格差なき状態を目指す立場としての平等主義でないに対処できない実践的問題としてどのようなものを著者は念頭に置いているのか。著者は本書で充分主義の立場そのものを斥ける議論を展開していないが、リチャード・アーネソンによる充分主義に対する批判を取り上げてはいる（井上[2017: 38]）。アーネソンはその理由として第一に、恣意的でない充分性の基準を設定することは困難を極めること、第二に、（そのような基準があるとして）なぜわれわれがそれに特段の道徳的重要性を見出すべきかが明らかでないことを挙げているが（Arneson [1999: 237]）、著者が充分主義を擁護不可能な立場と考へているとしたら、その理由はこのようなアーネソンによる批判に共鳴しているからであろうか。

III. アドホックな多元主義的対応の否定と水準低下の回避

平等主義の不都合な帰結を避けるべくアドホックな多元主義に訴えるラリー・テムキンによる対応を斥けた後に著者は、責任原理を含む複数の原理から成る正義構想と、それらのあり方に影響を与える宇宙的価値としての平等とから構成される道徳世界を提示し（井上[2017: 148]）、その上でそういった不都合な帰結が生じないことを示そうと試みる。評者が見る限り、著者はスーザン・ハーリィによる非平等主義批判、エ

リザベス・アンダーソンらによる反平等主義批判には理由とともに応答を試みているが（井上[2017: 153-154]）、平等主義に対してしばしば向けられる「水準低下をいかにして回避するか」という批判に対しては、宇宙的価値としての平等は「平等主義的分配パターンの実現を常に直接的に要求するものではな」（井上[2017: 154]）いと述べるのみで、自らの理論枠組みにおいて具体的にどのようにして宇宙的価値が発する平等の実現の要請（それによって誰の境遇も改善できない場合には水準低下の要請）が、現実にならぬ行為を指導する正義原理の採択の次元において回避されるのかを説明していない。

このことは著者が宇宙的価値としての平等と、責任原理を含む複数の原理からなる正義構想とをそれぞれ、ジェラルド・コーエンの言う「根本原理（fundamental principles）」と「統制原理（ルール）（principle (or rule) of regulation）」によって同定している（井上[2017: 152-154]）ことと関連して問題となる。コーエンの理論枠組みにおいて、現実のわれわれの行為を指導する統制原理は正義の根本原理から、現実の事実に諸制約に加え他の価値の根本原理をも参照して導出される（Cohen [2008: 275-279, 283]）。著者の統制原理たる正義原理もまた根本原理たる宇宙的価値としての平等から導出されるという関係にあると思われるが³、水準低下が避けられる理由は単なる事実に制約によるものではあり得ないだろう（官憲が有視力者たる市民を失明させることは物理的には可能である）。格差の縮小を実現する水準低下の回避が格差の不在によって同定される宇宙的価値としての平等そのものから要請されるとは考えにくいことから、統制原理の次元で水準低下が回避されるとしたらそれは例えば自由や効率性などといった他の価値の根本原理をも究極的には参照していなければならないはずである。著者は多元主義を擁護するにあたって、ロールズのように原理適用

の優先順位を明らかにすることまでは求めないものの、「多元性を織りなす価値や構想の特性を明らかにし、その関係性を明らかにすること」で、「事態や行為評価についての緩やかな基準、とくにハードケースに際しての総合的な判断基準が得られ」（井上[2017: 141]）ることを求めている。水準低下を回避するという結論を導出するに当たり、著者の理論枠組みにおいて統制原理としての正義原理、根本原理としての平等および（自由や効率性などの）他の価値とはいかなる具体的な関係性にあるのか。

結語

以上、本稿では本書を通読した限りで評者が気になった点につき、若干の敷衍を試みた。そこで論じたように、本書におけるいくつかの議論にはそれが説得的であることを示すに当たってより立ち入った説明が求められる、ないしはその具体的な内容や趣旨をもう少し明らかにすることが期待されるというのが評者の評価であったが、これらの評価は本書の学術的意義を否定するものではない。本書は現代英米圏における平等論の最新の理論状況を踏まえ、分析的手法を用いて著者自身が積極的に擁護する分配基底的な平等主義理論を体系的に基礎付ける本邦初の試みとして、十分な先端性と独創性を有するものである。著者と同じく運の平等論の問題意識に共鳴して責任感応的な平等主義的正義論の擁護を試みようとする者にとっても、関係的・社会的平等の立場から著者の責任感応的かつ分配基底的な平等主義的正義論と批判的に対峙しようとする者にとっても、本書で展開されている諸議論の理論内在的検討は避けて通れないものとなろう。評者自身も既に関係的平等主義に基づく自らの平等主義的正義論の積極的擁護を試みたが（森[2016]）、今後自らの平等論を鍛え上げていくに当たり、本書における著者の議論、さらには著者の今後の平等論研究から、

引き続き多くの知見を学びとりたいと考えている。

[本論文はJSPS科研費JP17K13597の助成及び野村財団社会科学助成金による研究成果の一部である。]

註

1. ナーヴソンは著者が本書で引用する論文で、「なぜ平等か」という問いに「全ての人間は等しい分け前に値するから」と答える可能的立場に対し、もしそれが単に^{基本的な道徳的事実} (a basic moral fact) としてそのように主張するのであれば、問いに答えるものではなく、「我々がその理論的根拠を求めているところの当該理論を反復したものにすぎない」(Narveson [1983: 20]) と断じている。同じ批判が「なぜ平等か」という問いに「平等がそれ自体として価値をもつから」とだけ答える平等の価値論的基礎付けの立場には当てはまらないと著者が考えるのであれば、その理由は何であろうか。
2. 平等ではなく正義という価値理念についてであるが、井上達夫は普遍化不可能な差別の排除要請（及びその含意である反転可能性テスト）を諸正義構想に通底する共通の正義概念の内容として同定している。そして例えばリバタリアンが「ロック的但し書き」（ないしはそれを一般化した条件）にコミットしている点、平等主義者が「結果の平等」を無制約には許容しない点などに着目して、これらの正義構想が上記の内容をもった正義概念を志向するものとして理解できると論じている（井上[2008: 125-132]）。
3. ただし著者は、コーエンの根本／統制原理という用語法を用いつつも、宇宙的価値としての平等と責任原理を含む複数の原理から成る正義構想との間に導出関係を想定していないという理解もあり得る。すなわち、統制原理としての複数の正義原理は宇宙的価値としての平等とは独立に（例えば契約論的に）採択され、根本原理としての平等は独立の規制理念としてそれらの正義原理に対して制約を課してくるという関係にあるということである。このような理論枠組みによれば根本原理の次元における平等一元論を堅持することができると思われる。

文献

- Arneson, Richard (1999) "Egalitarianism and Responsibility," *Journal of Ethics*, 3(3): 225-247.
- Cohen, Gerald A. (2008) *Rescuing Justice and Equality*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.
- Dworkin, Ronald (2000) *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.
- 井上彰 (2017)『正義・平等・責任：平等主義的正義論の新たなる展開』岩波書店。
- 井上達夫 (2008)『双書哲学塾 自由論』岩波書店。
- 森悠一郎 (2016)「関係の対等性と正義：平等主義的リベラリズムの再定位(一～四・完)」『法学協会雑誌』133(8)：1-91, 133(9)：78-175, 133(10)：55-153, 133(11)：44-140.
- Narveson, Jan (1983) "On Dworkinian Equality," *Social Philosophy and Policy*, 1(1): 1-23.
- Sen, Amartya (1995) *Inequality Reexamined*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.

受稿2017年9月8日／掲載決定2017年11月1日